奈良県中小企業等再起支援事業補助金 募集のご案内

【補助金の目的】

ウィズコロナの時代において、感染症リスクに強い経営基盤を構築することを 目指して、「新しい生活様式」を踏まえた「新しい生産様式」や「新しい販売・ サービス提供様式」に対応するための再起に向けた投資を支援することにより、 県内での先駆的な事例の創出を図ります。

募集期間

令和2年8月3日(月)~令和2年8月31日(月)消印有効

<u>※申請総額が予算額に達しなかった場合等においては、再募集を行う</u> <u>ことがあります。</u>

補助対象者

(全てに該当すること)

- ①中小企業者(会社又は個人)である商工業者
- ②県内に事業所を有する者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から申請月の前月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて 20%以上減少した者

※くわしくは、公募要領をご覧ください。

補助内容

補助率:対象経費の2/3以内 ※千円未満切り捨て

補助金額:製造業: 上限 1,000万円(下限 200万円)

非製造業:上限 500万円(下限 100万円)

補助対象期間

令和2年4月16日(木) ~ 令和3年1月31日(日)

補助対象事業

☞再起に向けた感染症リスクに強い経営基盤を構築するため の事業に係る計画(**再起事業計画**)の提出が必要です。

《事業のイメージ》

- ・自社の技術やノウハウを活かした新商品開発、新サービス提供、新規販路開拓、 店舗改装・リニューアル等による新事業創出
- ・感染防止のための店舗又は工場の改修、衛生設備・機器等の導入、調達困難 な部品の内製化のための設備導入等の危機対応
- ⇒新規性、市場性、収益性などについての専門家による評価をもとに交付決定を行います。

補助対象経費

再起事業計画の実行に必要な経費(「機械装置等費」、「広報費」、「展示会等出展費」、「旅費」、「開発費」、「借料」、「専門家謝金」、「専門家旅費」、「設備処分費」、「調査・委託費」、「外注費」、「車両購入費」)

※くわしくは、公募要領をご覧ください。

補助事業の流れ

再起事業計画の実施者

①交付申請·再起事業計画の提出 ②再起事業計画の審査·交付決定

③事業の実施(事業が未了の場合)

④実績報告

⑤実績の審査・額の確定

⑥補助金請求

⑦補助金支払い

再起支援補助金事務センター奈良県産業振興総合センター

下記ホームページに掲載の

公募要領の内容を、必ず

ご確認のうえ、申請して

いただくようお願いします。

◎先駆的な事例として紹介するに値すると認められる場合は、事業完了後に情報提供や成果発表等をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②再起事業計画(別紙1)
- ③県税の滞納がないことの証明書
- 4) 売上台帳等
- ⑤誓約書(別紙2)
- ⑥履歴事項全部証明書、定款及び直近の貸借対照表、損益計算書(会社)
- ⑦住民票及び直近の確定申告書の写し(個人)
- ⑧見積書、領収書の写し等



申請の要件、様式や方法などは下記ホームページでご確認ください!

【お問合せ・申請先】感染防止のため、来所による問合せや申請はお控えください。

奈良県産業振興総合センター「再起支援補助金事務センター」

専用電話 0742-81-9640

(平日9:30~12:00/13:00~17:00 年末年始を除く。) **※お問合せは、上記の時間帯にお願いします。**

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 ※申請は、簡易書留による郵送でお願いします。

詳細は、<u>URL http://www.pref.nara.jp/55842.htm</u>をご確認ください。

